

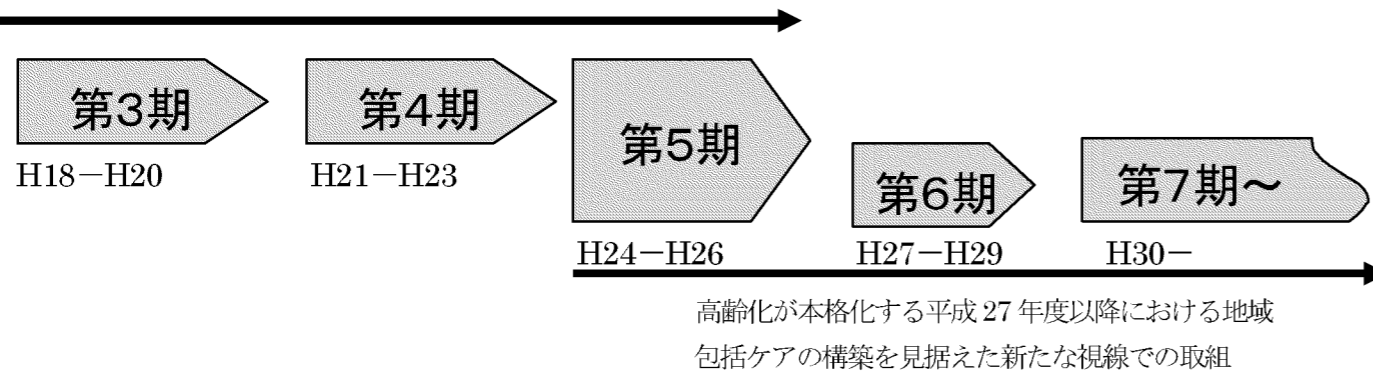
## 第5期介護保険事業計画の基本指針(案)の概要について

### 1 基本的な考え方

○ 第3期計画以降は、「地域包括ケア」の考え方に基づき、中期的な視点で各種取組を行っているところであり、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられる第5期計画の取組に当たっては、第3期計画策定時から進めている団塊の世代が高齢者となる平成27年度を見据えた計画の仕上げとして、その基本的な考え方に基づき、継続的かつ着実に取り組むことが重要。

※「地域包括ケア」とは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方。

平成27年度を見据えた計画



### 2 「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の主な改正内容について(案)

各自治体の「第5期介護保険事業計画」(平成24年度～26年度)作成のための基本的な指針を示すもの。

- 基本的理念等
  - ・地域包括ケアシステムの構築
  - ・孤立化のおそれのある高齢単身・夫婦のみ世帯に対する生活支援の留意
- 介護給付等対象サービスの在り方に関する目標
  - ・いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成27年からその5年後、10年後である平成32年、平成37年頃、或いは自らの地域における高齢化のピーク時に目指すべき地域包括ケアシステムを達成することも念頭において目標を設定

### 3 市町村介護保険事業計画

- 記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分
  - 今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更
    - ・義務記載事項(日常生活圏域の設定、サービスの見込み量、地域支援事業の見込み量)
    - ・任意記載事項(第4期で定められていた上記以外の項目、サービス見込み量の確保方策、重点的に取り組むことが望ましい事項等)
- 介護給付等対象サービスの量の見込み(義務)及び見込み量確保のための方策(任意)
  - ・新サービス(①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②複合サービス)の追加
  - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の公募指定の仕組みの活用等
- 今後地域で必要と考えられる4項目について、地域の实情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように計画の任意記載事項に追加
  - ①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る連携、④生活支援サービス
- 要介護者等の実態の把握
  - 日常生活圏域ニーズ調査の実施
- 居住に関する事項を定める計画との調和
- 包括的支援事業の委託に当たっての実施方針の明示
- 地域支援事業に要する費用の額並びに量の見込み及び見込み量確保のための方策
  - 介護予防・日常生活支援総合事業の追加
- 基本構想との調和規定の削除

### 4 都道府県介護保険事業支援計画

- 記載事項について、義務記載事項と任意記載事項に区分
  - 今般の介護保険法等の改正において、地域の自主性及び自立性を高めるための見直しが行われたことにより、記載事項の内容が下記のとおりに変更
    - ・義務記載事項(サービスの見込み量、老人福祉圏域の設定)
    - ・任意記載事項(第4期で定められていた上記以外の項目、財政安定化基金の取り崩しに関する事項、従事者の確保又は資質の向上に資する事業としてたんの吸引等の実施介護職員等の確保又は資質の向上について)
- 居住に関する事項を定める計画(高齢者居住安定確保計画)との調和

# 第5期愛知県高齢者保健福祉計画の策定について

## 1 目的（計画の性格）

県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るための、総合的かつ具体的な指針となるもの。

## 2 根拠

(1) 老人福祉法第20条の9第1項及び介護保険法第118条第1項

(2) 介護保険法第118条第4項

「都道府県介護保険事業支援計画は、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。」

(注) 第3期計画までは、介護保険事業支援計画、老人福祉計画及び老人保健計画と一体のものとして作成。（老人保健法：平成20年3月31日で廃止）

## 3 経緯等

(1) 第1期計画（策定：平成12年3月、期間：平成12～16年度）

介護保険制度の導入（平成12年度）に併せて策定。また、老人保健計画及び老人福祉計画と一体として策定。

(2) 第2期計画（策定：平成15年3月、期間：平成15～19年度）

計画策定後3年ごとに見直すこととしている介護保険法等の規定により策定。

(3) 第3期計画（策定：平成18年3月、期間：平成18～20年度）

法改正により、計画期間が3年となる。

(4) 第4期計画（策定：平成21年3月、期間：平成21～23年度）

第3期計画において設定した平成26年度の目標に至る中間段階として作成。

## 4 計画期間

平成24年度から26年度までの3年間

## 5 内容

国が作成する基本指針に沿って作成。

6 策定スケジュール

